



トピックス P2 みんなで見守り! 高齢者や障害者の見守り事例

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

警察官等を名乗る不審な電話にご注意ください!!

相

談

自宅に警察の捜査員を名乗る者から電話があり「詐欺グループを逮捕したところ押収書類の中にあなたの名前があった。そのことで明日自宅に伺うので捜査に協力してほしい。協力すれば感謝状がもらえる。」等と言われた。不審だ、対処法は。(70代 女性)

回

答

最近、警察官を名乗って以下のような不審な電話がかかったとの相談が寄せられています。

- ・詐欺グループの書類の中にあなたの名前と口座情報があった。
- ・オレオレ詐欺の被害に遭っていないか。あなたのキャッシュカードが犯罪者に使われ、あなたの口座にお金が振り込まれている。

これらの電話は、更に何らかの理由をつけてお金を要求しようとする詐欺電話です。警察官が現金の引き出しを指示することや現金を預かることは絶対にありません。また、公務員を装い、医療費の還付があるとかたまって現金をだまし取る還付金詐欺も急増しています。

[被害に遭わないためには]

- ・おかしいと思ったら対応する前に、一人で悩まず、すぐにお近くの警察や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
- 《警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188(いやや)」へ》
- ・不審な電話はすぐに切る、または留守番電話機能を活用しましょう。
- ・お金を要求されても、決して払わないことです。



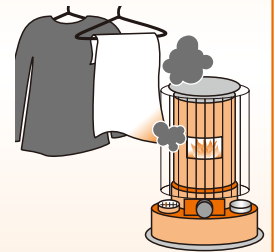
注意喚起! ストーブによる住宅火災が毎年発生しています!

～石油ストーブは給油時に、電気ストーブはつけっぱなしにご注意ください～

まだまだ、寒い日が続き石油ストーブや電気ストーブなどが活躍する季節ですが、例年、11月頃からストーブによる火災事故が増加し、12月、1月と月を追うごとに増えていきます。住宅火災に最も注意が必要な時期なので、今一度正しい使用方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

《主な事故事例と注意事項》

- 使用者がカートリッジタンクを石油ストーブに戻す際、タンクのふたを十分にしめていなかったため灯油がこぼれ、その後拭き取りが不十分な状態で点火したことでこぼれた灯油に引火し、住宅1棟を全焼した。
⇒給油後は、カートリッジタンクのふたが確実に閉まっていること、灯油がタンクから漏れていないことを確認してください。
- 石油ファンヒーターに誤ってガソリンを給油したため、大きな炎が上がって、住宅を全焼した。
⇒灯油と間違えてガソリンを誤給油しないでください。
- 外出中に、電気ストーブの上に衣類を干していたところ、衣類が落下してヒーター部に被さり、着火して周辺を焼損した。
⇒電気ストーブや石油ストーブの周囲に衣類を干さないでください。また、外出時や就寝時には必ずスイッチを切ってください。



製品を正しく使用し、事故を未然に防止しましょう。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/data/000082757.pdf>

「富山県消費者教育推進計画（平成26年12月策定）」では、官民挙げて高齢者を見守る体制を強化していくこととしており、順次、見守り事例を紹介しています。地域で高齢者等の皆さんを見守る安全なまちづくりを推進していきましょう。

●みんなで見守り！ 高齢者や障害者の見守り事例●

「これさえあれば病気は治る」という話を聞いて…

【開運商法】



〈支援者の見守り〉

私が担当しているEさんの家を訪問した時のことです。何気なく世間話をしていると、Eさんが見慣れないブレスレットをしていることに気がきました。私は「すてきなブレスレットですね」と声をかけたところ、Eさんは「これさえあれば先祖のたたりがなくなって、病気も治るんです」と言いました。

私は、突然Eさんがこのようなことを言い出したので不審に思い、詳しく話を聞くことにしました。するとEさんは、先日、家を訪ねてきた業者に悩みを聞かれたので、「病気のことで悩んでいる」と答えたところ、「それは先祖のたたりのせいだ。この開運ブレスレットをつければたたりはなくなる」と言われ、ブレスレットを買ってしまったとのことでした。

私は、ブレスレットをつけただけで病気が治るのはおかしいと思い、Eさんのご家族の方に連絡をして事情を説明し、消費生活相談窓口にご相談するよう勧めることにしました。

これは「開運商法」と呼ばれる手口です！

「あなたの病気は先祖のせいだ」などと不安をあおり、「災いを取り除くため」、「運気を上げるため」などと言って印鑑や祈とうサービス、数珠、つぼなどの商品を売りつけます。家を訪問するほか、雑誌の広告や新聞の折り込みチラシなどを使って誘い出すケースもあります。

見守りポイント

- 見慣れない物を身に着けていたり、急に身のまわりの品物が増えたりした場合には声をかけてみましょう。
- 最近見知らぬ業者が出入りしていないか、近所の方に聞いてみましょう。
- ご本人に被害者意識がない場合、周囲の人からの声かけで被害に気づくことがあります。同じような事例を具体的に話すことで被害に気づいてもらいましょう。

対処方法

- この手口は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- ただし、雑誌の広告などを見て申し込んだ場合は通信販売にあたり、クーリング・オフが適用されないため、注意が必要です。
- お金を払ったり商品を購入するだけで病気が治ったりするわけではありません。不安をあおられても、必要がない場合は「きっぱりと断る」よう伝えましょう。

～「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」（H26.10月富山県作成）より～

消費者問題に関する2016年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

パソコンやスマートフォンなどの普及により、インターネット利用者数と人口普及率が年々増加し、情報化社会が一段と進展したことに伴い、2016年は、インターネット通販や情報通信関連の相談が全国の消費生活センター等に多く寄せられました。

平成28年12月15日に、独立行政法人国民生活センターが公表した項目は次のとおりです。

- ◆情報通信関連の相談が多数 高齢者からの相談内容にも変化が
- ◆大規模な自然災害が多発 給湯器の貯湯タンクが転倒する事故も
- ◆電力小売の全面自由化がスタート 便乗商法の相談が寄せられる
- ◆インターネットを利用した詐欺的商法 怪しい投資話も後を絶たず
- ◆消費生活に関わる重要な法律が次々と改正
- ◆消費者裁判手続特例法がスタート 消費者の新たな被害救済制度として期待
- ◆成年年齢引き下げに関する議論が加速 18歳～19歳の消費者をどう守るか
- ◆自動車メーカーの燃費データ不正発覚など 消費者の不信感が強まる
- ◆食品の表示制度について議論が始まる
- ◆絶えず起こる子どもの事故 事故防止に向けてさらなる取り組みの動き



詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページ(<http://www.kokusen.go.jp/>)をご覧ください。

ガスの小売全面自由化が始まります！

2017年4月1日より、ガスの小売全面自由化が始まります。

これまで、都市ガスの契約は地域ごとに特定の事業者としか契約できませんでしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

契約を結ぶ時は、正確な情報を収集し、十分に説明を聞いた上で、よく理解してから契約するようにしましょう。

《よくある問い合わせ》

○ガス会社を変えると新たに導管を引かなければならないのでしょうか？

→これまで供給を受けているガス会社の既存の導管を使用するため新たに導管を敷設する必要はありません。

○LPガスも自由化の対象になりますか？

→LPガスをガスボンベ等により利用者へ供給するLPガス販売事業は、今回の自由化の対象とはなっていません。

◇詳しいQ&Aは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会のホームページをご覧ください。

http://www.emsc.meti.go.jp/info/session/pdf/28_1109_gasQA.pdf

ご注意！

●小売事業者は、国の登録を受けることが必要です。国の登録を受けた小売事業者か、またはその代理店であるか確認しましょう。

●小売事業者には、契約を結ぶ時に、ガス料金や解約時の条件などを消費者に十分説明する義務があります。消費者の皆様は十分に説明を聞いた上で契約を結ぶようにしましょう。

経済産業省のガスの小売り全面自由化についての一般的な問い合わせ先：03-3501-5725

「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々を「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。

このたび、平成29年4月から活動していただける方を公募します。消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

- 1 応募資格** 年齢満20歳以上で富山県内にお住まいの方。ただし、常勤の公務員を除きます。
- 2 応募方法** 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活班まで郵送、持参、またはFAXでお申し込みください。
- 3 活動内容**
 - ・消費生活知識の普及啓発活動
 - ・不当表示や過大景品の監視
 - ・地域住民からの相談受付 等（謝礼あり）
- 4 募集期間** 平成29年2月1日(水)～2月22日(水)
- 5 募集人員** 40名程度
- 6 選考方法** 居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考します。
- 7 任 期** 平成29年4月1日～平成31年3月31日（2年間）

※お申込み・お問合せ先 富山県県民生活課消費生活班 TEL：076-444-3129 FAX：076-444-3477
詳細は県民生活課のホームページをご覧ください。http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/17111/index.html

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

..... ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111（内334）

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 ☎0766-67-1760（内735）

南砺市消費生活センター（井波庁舎）..... ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター..... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121（内49）

上市町 町民課 ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100（内134）

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100（内134）

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/17111/kj00016052.html

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時